

第5章 今後の取り組み

本基本構想の策定により、駅・駅前広場、道路といった施設（ハード）のバリアフリー化は適宜促進されることとなったが、今般実施したアンケート調査あるいはルートウォッチングなどの意見に非常に多く見られた、違法（迷惑）駐車・駐輪、歩道上における自転車の危険走行・露店営業・はみ出し看板等といったバリア（障害）について、これらを排除するための具体的な方策を示すまでには至っていない。

まちのバリアフリー化を実現するには、施設の整備・改良のみにとどまらず、多くの市民の理解と協力、すなわち市民の「心のバリアフリー^{（注）}」が必要不可欠であることは明白であり、そのためには、人々の意識向上させ、他人（弱者）への思いやりを備えた人間形成を図っていくことなどにより「心のバリアフリー」を深く浸透させるための継続的な努力と取り組みが大切である。

昨今、他自治体において、「心のバリアフリー」を広めるためのさまざまな取り組み（「資料」参照）がなされてきているが、本市においても本基本構想の策定を機に、「心のバリアフリー」を広く根付かせるための具体的かつ継続的な取り組みについて、さまざまな分野で発展的に活動を進めてゆきたいと考えている。

（注） 「心のバリアフリー」： 健常者が、高齢者、身体障害者等（広くは妊婦や外国人等も含む）移動困難を伴う人々の公共移動空間・交通機関の利用を妨げないことはもちろん、その手助けをすること等の支援により、円滑でかつ快適な移動を確保することに積極的に協力すること。

資料 他自治体における取り組みの事例

◆ 学校や社会教育における教育・啓発（滋賀県）

福祉読本「みんないっしょに」は、学校教材として作成されている。この中では、ノーマライゼーションやボランティア活動について説明されている。

こうした教材に加え、以下に示すような講師派遣制度的なものを実施するなど、学校教育や社会教育活動による普及・啓発活動を積極的に行うことが有効である。

()： 障害者や高齢者等の社会的弱者を正常（ノーマル）なものとして受け入れる社会のこと。



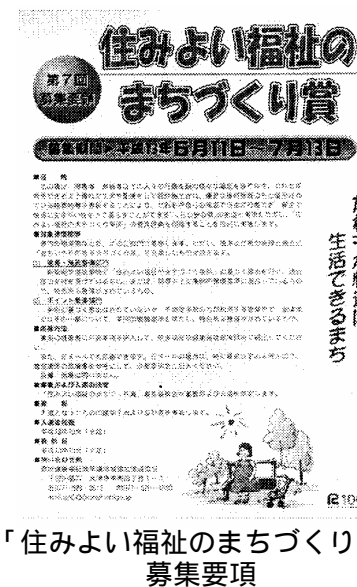
福祉副読本「みんないっしょに」

◆ 表彰制度（滋賀県）

誰もが利用できるよう優れた工夫や配慮で設計施工され、優良な維持管理のもとに使用されている圏内の建築物などを対象として、「住みよい福祉のまちづくり賞」が設けられている。この賞は滋賀県が主催し、「住みよい福祉のまちづくり条例」の普及啓発を目的としている。

こうした表彰制度を用いるなど、住民のユニバーサルデザインに対する意識向上を図る方策が考えられる。

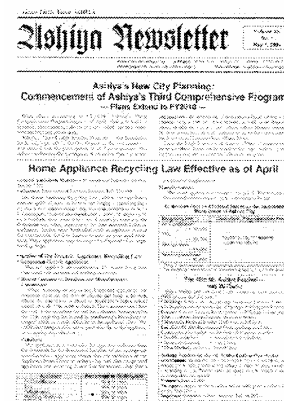
()： 身体障害者や高齢者を含む、できる限り多くの人が利用できるよう、最初から意識してデザインすること。



「住みよい福祉のまちづくり賞」募集要項



点字版広報誌と音声版広報誌（滋賀県）



英語版広報誌（芦屋市）

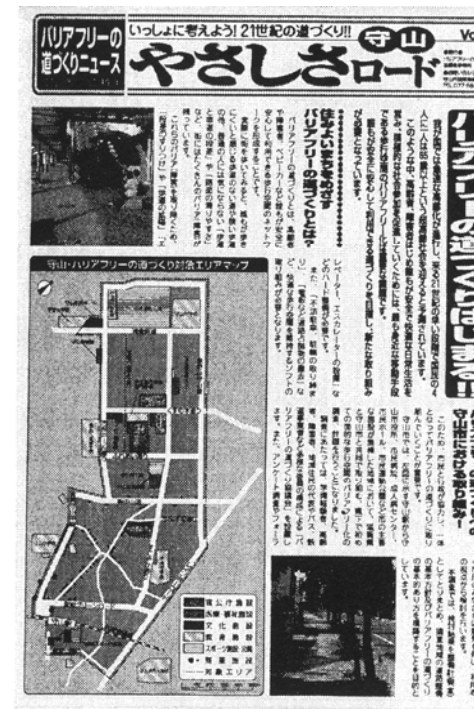
◆ 広報などの情報発信の工夫

普及啓発活動を行うために、広報誌などを用いる方法があるが、発信の方法を工夫することで多くの人への普及を行うことができると考えられる。

【 テーマ別広報の発信 】

市政だよりなどの一般の広報とは別に、個別のテーマに絞り込んだ広報を作成し、特にユニバーサルデザイン化を普及・啓発する方法が考えられる。（「ユニバーサルデザイン新聞」など）

- ・ 「やさしさロード」（守山市）
- ・ 「すてきな道づくり」（彦根市）



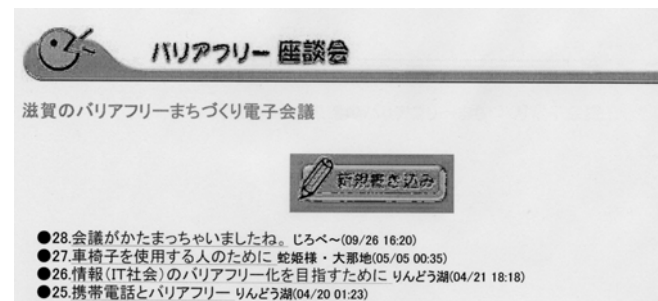
「やさしさロード」（守山市）



「すてきな道づくり」（彦根市）

【 発信形態の工夫 】

- ・ 視覚障害者に向けての点字版と音声版（カセットテープ）の広報誌（滋賀県）
- ・ 英語版広報誌（芦屋市）
- ・ ホームページによる住民の意見交換の場「バリアフリー座談会」（滋賀県）



「バリアフリー座談会」
<http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-f/bf/mb.html>
 （滋賀県ホームページより）